

「附帯設備使用料」(共益費)の県徴収制度について

1 制度について

共益費の徴収業務について、自治会の負担の軽減を図るため、自治会が集めている共益費の一部(以下「附帯設備使用料」という。)を県が入居者の皆さまから直接徴収する制度です。

県と合意した住宅から、毎年4月に切り替えを行っています。

2 県が徴収する附帯設備使用料の範囲


区分	県が徴収を行う費用					引き続き自治会が徴収する費用
	住宅管理に関するもの					自治会活動に関するもの
項目	① 共用灯	② 給水 ポンプ	③ エレベ ーター	④ 汚水 処理場	⑤ 事務費	町内会費 集会所の電気代 水道料金 排水管清掃、草刈り 消耗品関係 など

- ① 共用灯の電気料(集会所の電気料は除く)
- ② 給水ポンプの電気料
- ③ エレベーターの電気料、保守点検費(エレベーターがある場合のみ)
- ④ 汚水処理場の電気料、消毒・清掃費(汚水処理場がある場合のみ)
- ⑤ 県徴収にかかる事務費

3 徴収金額の算出

【算定式】※使用実績等に基づき毎年度算定します

(月額1戸あたり)

維持管理費用					
①共用灯の電気代(集会所除く) ②給水ポンプの電気代 ③エレベーターの電気代、保守点検費 ④汚水処理場の電気代、消毒及び清掃費	×	変動値 1.1	÷	管理戸数 (空家含む)	÷
				12か月	+
					事務費 100円
 毎年の使用実績(支払実績)により変動					

附帯設備使用料の県徴収制度について よくあるご質問



質問	回答
附帯設備使用料とは？	外灯・共用灯・給水ポンプ・エレベーター・汚水処理場などの共用設備にかかる費用です。
県徴収制度とは？	附帯設備使用料を県が入居者から直接徴収し、電気事業者等へ直接支払う制度です。
県徴収はいつから始まるの？	県と合意した住宅から、毎年4月に切り替えを行っています。
県徴収に切り替えるメリットは？	<ul style="list-style-type: none"> ・公平性の確保（きちんと支払っている人が滞納者の分まで負担している状況の改善） ・集金、会計事務等の自治会の負担軽減 ・使い込み等の事故防止 など
空家、滞納者の分はどうなるの？	空家、滞納者の県徴収分は県が負担します。県徴収分については滞納者への対応も県が行います。
附帯設備使用料はいくらなの？	県徴収に移行した住宅は、毎年1月に家賃決定通知書等にて通知します。
附帯設備使用料は棟ごとに違うの？ エレベーターの有無はどうなるの？	同一住宅内は同一金額です。エレベーターの有無がある場合は、エレベーターのある棟・ない棟で金額が変わります。
附帯設備使用料は毎年同じ金額なの？	外灯・共用灯・エレベーター・汚水処理場など共用設備の使用実績により毎年度見直します。
県徴収に移行すると 自治会徴収はなくなるの？	県徴収以外の費用（町内会費、集会所電気代、水道代、排水管清掃費、草刈、消耗品費など）は引き続き自治会が徴収します。自治会へお支払ください。
自治会徴収分はいくらになるの？	自治会へお問い合わせください。
県徴収の支払日はいつ？ どうやって支払うの？	家賃と同じく月末支払いとなります。口座振替のご案内をお送りしますので、お手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】

愛知県公営住宅課県営住宅管理室 維持・財産グループ 電話：052-954-6580

愛知県住宅供給公社賃貸住宅課 県営・市営住宅グループ 電話：052-954-1361